

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A 《通所介護》

【平成29年2月14日版】

Q	現行相当と基準緩和型の一体提供等 基準緩和型通所介護のサービスを提供するにあたっては、場所・時間帯・曜日を分けて実施する必要がありますか。 (事業者が考える回答) 今まで同様、地域密着型通所介護の利用定員のうちに基準緩和型通所介護サービスを利用される方を受け入れる。同スペースで行う場合は、今までの予防通所介護の基準と同じでよい、と考えました。
A	同一のスペースで介護予防通所サービス(現行相当)と運動型通所サービス(基準緩和型)を提供することは一体的に提供する場合にあたる。この場合、介護予防通所介護サービスの提供に支障がないことを前提とし、介護予防通所サービスの人員基準・設備基準を遵守したうえで、運動型通所サービスの人員基準等を遵守することとなる。(介護予防)通所介護との一体的提供の場合も同じ。 なお、場所・時間帯・曜日を分けて実施する場合は、運動型通所サービスの単独提供となり、緩和した基準を遵守することとなる。

Q	利用者の混在 (質問内容) 支援の方のご利用日の件ですが、現在ご利用の方は同じご利用日のままで頂いてよろしいのでしょうか？要介護の方と混在したかたちでよろしいのでしょうか？
A	可能。

Q	事業対象者とは (質問内容) 区分の欄での「事業対象者」とは「二次予防事業対象者」のことですか。
A	事業対象者とは、認定更新時に基本チェックリストに該当した方、または運動型通所サービス利用を目的として新規にチェックリストを実施し、該当した方です。なお、二次予防事業は、制度改正に伴い廃止となりました。

Q	運動型通所サービスの利用期間 (質問内容) 運動型通所サービスでは、2次予防事業のような実施期間の限定は有りませんか。これがあると事業継続は困難となります。
A	認定更新時に基本チェックリストに該当した方は、利用期間の制限はありません。 運動型通所サービス利用を目的として新規にチェックリストを実施し、該当した方は短期間の利用となります。

Q	運動型通所サービスの従事者資格 (質問内容) 運動型通所サービスにおける、運動機能向上加算を算定する場合の機能訓練指導員の資格要件には、2次予防事業のように健康運動指導士や介護予防運動指導員は含まれますか。趣旨からしても基準緩和という制度設計上からしても含まれるべきと考えますが。
A	制度改正により廃止される二次予防事業と異なり、提供主体は指定事業者となることから、通所介護や介護予防通所サービスと同様の資格要件を求めており、健康運動指導士及び介護予防運動指導員は含まれない。 なお、運動型通所サービスについては、運動機能向上加算はありません。

Q	サービス提供時間の考え方
	(質問内容) 当施設は現在、午前・午後3時間の2単位半日型のデイサービスとして運営を行っています。総合事業の説明会の資料には短時間の機能訓練の場合は、基準を緩和した通所サービスの利用という記載がありましたが、平成29年4月以降も現行の人員配置基準を満たした場合、現行の介護予防通所サービスとして運営の継続は可能なのでしょうか？それとも運動型通所サービスとしての指定申請を行わなければならないのでしょうか。
A	3時間以上であり、現行の人員配置基準を満たしている場合、引き続き現行相当型である介護予防通所サービスで提供が可能。ただし、ケアプランにより運動型通所サービスを利用することとなった者を受け入れる場合、運動型通所サービスの指定申請が必要。

Q	サービス提供時間の考え方
	(質問内容) 平成27年度の介護報酬改定時に、要支援者の通所介護での1日利用は好ましくないと通知があった為、短時間利用(3-5H)で行っています。 今回、総合事業の考え方で、従来型とサービスA(基準緩和)が出されていますが、すでに短時間利用を行っている事業所は、従来型ではなく、サービスA(基準緩和)での算定になるのでしょうか。従来型の算定は、従来のサービスを提供する事業所だけしかできないのでしょうか。
A	運動型通所サービスは、3時間未満のサービス提供を想定しているため、ご質問の短時間利用の場合は、従前の予防通所介護相当のサービスである介護予防通所サービスでの算定となる。

Q	通所のサービス提供について
	(質問内容) 介護予防と運動型通所サービスは一体で提供可能ですか
A	通所介護、介護予防通所サービス、運動型通所サービスは一体的に提供可能。

Q	定員の考え方について
	(質問内容) ・ 現在、利用定員が30名であるが、基準緩和型通所介護の利用者を受け入れる場合この定員30名の中に含めるのか、またその場合一人の利用者を1名と数えるのか？ ・ 事業者申請にあたっては、通常の通所介護と別に、基準緩和型での定員を設定する必要があるのか？ ・ 曜日によって、利用者数が大きく変わることが予想されるが、曜日毎に利用定員を定めることは可能か？
A	・利用定員の考え方については、(介護予防)通所介護、介護予防通所サービス(現行相当)及び運動型通所サービス(基準緩和型)を一体的に提供する場合には、(介護予防)通所介護、及び介護予防通所サービスの利用者を合算した利用定員と、これとは別に運動型通所サービスの定員を定めることとなるため、運動型通所サービスの利用者を受け入れる場合は30名の中を含むこととなる。なお、通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員を合計した数に3㎡を乗じた面積以上の機能訓練室等を有している場合は、この限りにあらず。 ・曜日ごとに利用定員を定めることも可能。ただし、運営規程等にその旨明記し、利用者、居宅介護支援事業者、その他関係者等に説明、周知すること。また、定員の考え方、定義については従前のとおりとし、厚生労働省の関連Q&A等を参照のうえ、適切な取り扱いを行うこと。

Q	通所型サービス 人員基準について
	(質問内容) 現在、介護と介護予防の受け入れ(定員25名)を一体的に開催しているのですが総合事業を受け入れるに当たり基準緩和型通所介護(現行相当との一体的提供)の人員基準を新たに満たさなければならないと言う事でしょうか。(例えば、サービス提供時間帯に生活相談員を現行のサービス提供に1名、総合事業に1名の計2名の配置が必要となり機能訓練についても新たに1名の配置が必要となるのでしょうか) また、看護師の配置については今までと同様に同じ建物の中にある特別養護老人ホームとの密接かつ適切な連携がはかれていれば良いと考えますが間違いないでしょうか。
A	・人員基準の考え方については、(介護予防)通所介護と、介護予防通所サービス(現行相当)及び運動型通所サービス(基準緩和型)を一体的に提供する場合には、それぞれの基準を遵守した人員配置が必要である。現時点で通所介護と予防通所介護の人員基準を満たしていれば、運動型通所サービスの利用者の人数に応じて介護職員を配置することで足りると考える。 ・看護師の配置については、従前どおり併設又は同一敷地内の施設又は、訪問看護ステーション等との連携により、密接かつ適切な連携が図れていればよい。

Q	通所介護基準緩和について
	(質問内容) 通所型サービスについて 基準緩和型通所介護【単独実施】を施設で実施しようとする場合、人員は平成28年度の通所型介護予防事業(二次予防)と同様、看護師(管理者 常勤・専従1名以上)と機能訓練指導員1名でよろしいでしょうか？また、管理者に関しては、医師などの他職種でもよろしいでしょうか？決められた専門職などがあれば、お伝え頂きますようお願い致します。 最後に、介護職員に関しては、①および②は兼務可ということから、配置しなくてもよろしいでしょうか？
A	管理者は資格要件を求めている。機能訓練指導員は資格要件を満たしていることを条件に、最低人員2名で事業運営は可能としている。また、介護職員については利用定員に応じて加配する必要がある。 なお、介護職員については、単位ごとに常時1人以上従事させることが必要であることから、配置しないということとはできない。

Q	・定員の考え方について
	(質問内容) 【定員の考え方】 現行相当サービス及び基準緩和型サービス(短時間)を一体的に提供する場合、従来の通所介護の定員と分けて、指定申請を行うということで良いか。 (例;これまで30名定員だった場合、通所介護を25名、総合事業(現行相当及び基準緩和型)で5名のように定員変更を行えば良いのか) (定員変更を行う場合) 指定申請を28年度内に行う必要があるが、29年度の移行は、更新時期となっているため、4月当初は、従来の介護予防通所介護による利用と想定される(市説明資料19ページによる)。そうであれば、減員した通所介護の定員をオーバーして利用されることが考えられ、指定基準違反となる可能性が出てくるが、どうすべきか。
A	・通所介護及び介護予防通所サービスとの合算と、別に運動型通所サービスの利用定員を設定(通所介護及び介護予防通所サービス25名、運動型通所サービス5名など) ・定員は通所介護及び介護予防通所サービスとの合算となるため、現状通りであれば、定員超過は生じないこととなる。 ・運動型通所サービス(基準緩和型)の定員は(介護予防)通所介護と介護予防通所サービスの定員と別に定める必要があるため、食堂及び機能訓練室の面積に応じて受け入れられる最大定員を確認し、運動型通所サービスの定員と(介護予防)通所介護と介護予防通所サービスの定員に振り分けてそれぞれ定める必要がある(運動型通所サービス定員5名、(介護予防)通所介護及び介護予防通所サービス定員25名など)。なお、運動型通所サービスは新しいサービス類型のため、ホームページ掲載資料で定められた申請期間中に指定申請を行わなければ、平成29年4月1日からのサービスの提供ができないことを改めて申し添える。 ・定員超過は基準違反であるため、行政処分の対象となる。食堂及び機能訓練室の面積や人員の面で可能であれば、定員を増加させる等、定員超過とならない工夫が4月当初から必要である。

Q ・人員基準及び配置基準の考え方について (質問内容) サービス提供について、通所介護と一体的に提供する場合、 ①総合事業(現行相当及び基準緩和型)の提供場所は、パーテーション等によって、必ず分けなければならないのかどうか。 ②現行相当サービスは、これまでの通所介護との一体的サービスとし(利用時間帯が同じため)、基準緩和型のみ、パーテーション等で分けをして提供すればよいということか。 ③通所介護と総合事業の提供は、機能訓練のみグルーピングを別に行えば良しとなるのかどうか。 上記、①～③によって、運営上のやり方が変わってくるため、市説明資料28ページで記載されていることが、どれに当てはまるのか確認したい。 A ③となる

Q ・人員基準及び配置基準の考え方について (質問内容) 【職員及び設置基準(サービス提供)の考え方】 現行相当サービス及び基準緩和型サービスを通所介護と一体的に提供する場合、職員(人員基準)について、 ①総定員(例;通所介護26名、総合事業4名)に対する人員基準及び設置基準を満たせば、基準をクリアしていると考えてもよいのか。 ②通所介護定員(例;26名)と総合事業(例;現行相当及び基準緩和型4名)でそれぞれ人員基準を満たす必要があるのかどうか。 ②の場合、市説明資料28ページによれば、生活相談員・看護職員または介護職員の1名以上は常勤となっていることから、定員の取り方によっては、現行より職員数を増員することとなり、配置基準上、基準緩和されないことにつながるが、この解釈で間違いはないのかどうか。 (上記、生活相談員等も通所介護と兼務可という解釈にはならないのかどうか) A 人員基準の考え方については、通所介護と、介護予防通所サービス及び運動型通所サービスを一体的に提供する場合には、それぞれの基準を遵守した人員配置が必要である。通所介護と、介護予防通所サービスで人員基準を満たしたうえで、利用者の支障がないことを前提として、利用定員に応じて介護職員等を加配することとなる。 まず、Ⅰ 通所介護、Ⅱ 介護予防通所介護、Ⅲ 介護予防通所サービス(予防相当型)、Ⅳ 運動型通所サービス(基準緩和型)と定義する。原則として、Ⅳのサービスを行う場合は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのサービス(現行と現行相当)の人員等基準を遵守している必要がある。 ①定員の考え方も、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの基準を遵守するためにⅠ、Ⅱ、Ⅲの定員を定め、それとは別にⅣの定員を定める必要がある(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(定員30名)、Ⅳ(定員10名)を一体的に同一の場所で行う場合は、食堂及び機能訓練室の面積は$(30人+10人) \times 3\text{m}^2 = 120\text{m}^2$ 以上必要のため留意のこと)。 ②人員基準の考え方も、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの基準を遵守するためにⅠ、Ⅱ、Ⅲで必要な人員を確保したうえで、Ⅳの人員を確保する必要がある。よって、貴見のとおり人員の追加配置が原則となる。ただし、管理者、生活相談員、看護師、機能訓練指導員はⅠ、Ⅱ、Ⅲで必要な配置があれば、Ⅳでも配置があったとみなすことができるため、実質的にはⅣのサービス提供にあたる介護職員の増員に留まる想定である。

Q 通所介護型サービスの考え方について	(質問内容) どちらの考えになるのか、回答をお願いします。 <table border="1" data-bbox="276 309 1437 741"> <tr> <td data-bbox="276 309 467 439">定員の考え方</td><td data-bbox="467 309 1437 439"> ① 総合事業(現行相当サービス+基準緩和型)を一括りとし、別定員とする。 ② 基準緩和型のみを別定員とする </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 439 467 602">人員基準の考え方</td><td data-bbox="467 439 1437 602"> ① 上記①の場合、現行相当サービスと基準緩和型の介護職員の配置基準が異なり、整合性が保てない。 ② 上記②の場合は、定員と基準緩和型の介護職員の配置基準に整合性あり </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 602 467 741">実施方法</td><td data-bbox="467 602 1437 741"> ① 上記①の場合、現行相当サービスを切り分け、時間帯の異なる基準緩和型サービスと一緒に行うこととなり、矛盾が生じる。 ② 上記②の場合は、基準緩和型のみをパーテーション等で仕切ってサービス実施が可能。 </td></tr> </table>	定員の考え方	① 総合事業(現行相当サービス+基準緩和型)を一括りとし、別定員とする。 ② 基準緩和型のみを別定員とする	人員基準の考え方	① 上記①の場合、現行相当サービスと基準緩和型の介護職員の配置基準が異なり、整合性が保てない。 ② 上記②の場合は、定員と基準緩和型の介護職員の配置基準に整合性あり	実施方法	① 上記①の場合、現行相当サービスを切り分け、時間帯の異なる基準緩和型サービスと一緒に行うこととなり、矛盾が生じる。 ② 上記②の場合は、基準緩和型のみをパーテーション等で仕切ってサービス実施が可能。
定員の考え方	① 総合事業(現行相当サービス+基準緩和型)を一括りとし、別定員とする。 ② 基準緩和型のみを別定員とする						
人員基準の考え方	① 上記①の場合、現行相当サービスと基準緩和型の介護職員の配置基準が異なり、整合性が保てない。 ② 上記②の場合は、定員と基準緩和型の介護職員の配置基準に整合性あり						
実施方法	① 上記①の場合、現行相当サービスを切り分け、時間帯の異なる基準緩和型サービスと一緒に行うこととなり、矛盾が生じる。 ② 上記②の場合は、基準緩和型のみをパーテーション等で仕切ってサービス実施が可能。						
A (介護予防)通所介護と介護予防通所サービス(現行相当)、運動型通所サービス(基準緩和型)を一体的に提供する場合 定員:②(介護予防)通所介護と、介護予防通所サービスの合算と、これと別に運動型通所サービスとで定める 人員基準:②同上 実施方法:②なお、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障がないことを前提に適切に実施していただきたい。また、(介護予防)通所介護及び介護予防通所サービスと運動型通所サービスにおいて、職員や利用者の往来ができないよう物理的に完全に仕切った場合、一体的とはみなせず、運動型通所サービスの単独提供となり、指定基準が変わるため、併せて留意されたい。							
Q 総合事業移行に伴う運営規程・契約書・重要事項説明書について	(質問内容) 熊本市介護予防・日常生活支援総合事業説明会の説明資料のP33のスライドでは、 運営規程・契約書・重要事項説明書 現行相当サービス(訪問・通所)については、既存の介護予防サービスの運営規程等がある場合は、名称の変更を行うだけで構いません。 とありますが、利用開始時に使用した契約書の名称の変更を行うだけでよろしいのでしょうか？もしくは契約書自体を作り直し、再度、サインをいただくということでしょうか？ また、名称を変更した場合、高齢介護福祉課への届け出が必要でしょうか？						
A 現行相当サービスである介護予防通所サービスを継続して提供する場合であるが、 ・運営規程及び重要事項説明書については、サービスの名称の変更を行う必要がある。今回の制度改正に限り、みなし指定がある場合は、運営規定については指定更新時に添付することで足りることとし、高齢介護福祉課への変更届出は不要とする。 ・契約書の変更については、届出事項としていないため、利用者への十分な説明を前提として、利用開始時に使用した契約書の名称変更のみでよい。							